

# NPO 法人持続可能な開発のための教育推進会議

## 役員選出規程 改定案

### 第一章 総則

- 第1条 定款第14条に定める役員選出のため、同条の規定により本規程を定める。NPO 法人持続可能な開発のための教育推進会議（以下「会議」という。）の役員を選出は、以下の各条の定めにしたがって選挙と推薦によって行わなければならない。
- 第2条 役員選出に関する選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれを行う。

### 第二章 有権者

- 第3条 選挙および被選挙有資格者を有権者と呼ぶ。
- 第4条 有権者は、選挙公示日の前月末日時点において、理事改選前年度の会費を納めている団体正会員の代表権者及び個人正会員とする。

### 第三章 選挙管理委員会

- 第5条 選挙管理委員会の委員の定数は、3名とする。
- 第6条 選挙管理委員会の委員は、有権者の中から理事会が決定し、委嘱する。委嘱は、選挙実施年の3月末日までに行わなければならない。
- 第7条 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により定める。
- 第8条 選挙管理委員の任期は、委嘱された日から翌年3月31日までとする。
- 第9条 選挙管理委員会は、理事会の承認を得て、必要に応じ運営内規を定めることができる。

### 第四章 理事の選出

- 第10条 理事は、選挙による者（理事総数の約4分の3）と、選挙により選出された理事の推薦による者（理事総数の約4分の1）からなる。理事の総数および選挙により選出される理事数（以下「定数」という。）は、理事会が決定する。
- 第11条 選挙管理委員会は有権者から立候補者を募り、被選挙者名簿を作成する。
- 第12条 ①選挙管理委員会は有権者に被選挙者名簿および投票用紙を書面または電磁的方法で送付する。
- ②理事に立候補した者が定数と同数またはこれに満たない場合は、投票を行わず、当該立候補者を当選人と定める。第13条 投票は無記名で選挙管理委員会へ所定の投票締切日までに選挙管理委員会の指定する方法に従い、書面または電磁的方法で行う。

- ① 理事選挙における連記数は定数以内とする。
- ② 連記数に満たない連記は、有効とする。連記数を超えた連記に関しては全て無効とする。

第14条 ① 当選の決定は、得票順とする。  
② 最下位当選において同点者が生じた場合は、選挙管理委員会が行う抽選によって決定する。

第15条 ① 選挙管理委員会は、被選挙者に対し、選挙結果確定後速やかに、委員長名で当選通知を出さなければならない。  
② 選挙管理委員会は、当選者を明記した選挙結果を理事会および改選の年の総会で報告し、総会の承認を得る。また、当選者を明記した選挙結果の記録を事務局に保管するものとする。

第16条 選挙により選出された理事は、地域性や年齢、専門分野等を考慮して理事総数の約4分の1となる人数の理事を推薦し、総会において承認を得るものとする。  
② 第12条②の場合、定数に満たない数の理事に関しても、選挙により選出された理事が推薦を行うことができるものとする。

第17条 改選前の代表理事は、改選の年の総会後に新理事会を召集しなければならない。

## 第五章 理事選挙の公示

第18条 理事選挙の公示は、改選の年の4月に選挙管理委員会の指定する方法に従い、書面または電磁的方法で行う。

## 第六章 改正

第19条 本規程の改正は、理事会が起案し、総会で決定する。

## 付則

1. 本規程は、2005年6月12日より発効する。
2. 本規程は、2007年6月17日に一部改定され、当日より発効する。
3. 本規程は、2010年6月12日に一部改定され、当日より発効する。
4. 2014年の理事改選においては、本規程の第10条にかかわらず、会員の選挙による選出は行わず、2012-2013年度の理事会が選出する。
5. 本規程は、2012年1月14日に一部改定され、当日より発効する。
6. 本規程は、2015年6月20日に一部改定され、当日より発効する。